

プロジェクト 概念フレームワーク**項目 概念フレームワーク - 第 3 章「財務諸表と報告企業」****I. 本資料の目的**

- IASB は、2015 年 5 月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）を公表した。本資料は、第 3 章「財務諸表と報告企業」の概要を説明するとともに、コメント案について議論を行うことを目的としている。

II. 概念 ED の概要 – 財務諸表の役割**概念 ED の概要****(財務諸表の役割)****提案の内容**

- 概念 ED の第 1 章及び第 2 章は一般目的財務報告書を論じており、第 3 章以降は一般目的財務報告書のうち最も重要な形態である財務諸表に焦点を当てている。そのため、概念 ED の第 3 章では、まず一般目的財務報告書と一般目的財務諸表の関係が整理されている（3.2 項¹）。
- そのうえで、概念 ED の第 3 章では、財務諸表の構成要素（3.3 項）、財務諸表の目的（3.4 項）、財務諸表の構成（計算書と財務諸表注記）（3.6 項）、認識及び認識の中止（3.6 項）、測定（3.7 項）、表示及び開示（3.8 項）などについて説明されている。ただし、この章では詳細について記載されておらず、それぞれ関連する各章を参照する形とされている。
- 財務諸表を作成する視点については、「投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、企業全体の視点から作成される」とされている（3.9 項）。

提案の背景

- 前項の財務諸表を作成する観点については、現行の概念フレームワークに関する結論の根拠（BC1.8 項）に整合的であるとされている（BC3.3 項）。

BC1.8 公開草案へのコメント提出者の一部は、報告企業は持分投資者あるいは当該持分投資者の部分集合と別個のものではないと述べた。この見解は、大部分の事業が個人

¹ 項番号は、特段の言及がない限り、概念 ED におけるものを付している。

事業及び組合で、事業の過程で生じた負債について無限責任を負う所有者によって経営されていた時代に起源を有するものである。時代とともに、事業と所有者との分離が進行した。今日の事業の大多数は、組織の法的形態、多数の有限責任投資家、所有者とは別個の職業的経営者などにより、所有者とは別個の法的実体を有している。したがって、当審議会は、財務報告はこの分離を会計処理によって反映すべきで、それは企業（並びにその経済的資源及び請求権）の会計処理によってであり、主要な利用者及び彼らの報告企業に対する持分の会計処理によってではないと結論を下した。

なお、この観点を採用することは、IASBが負債と持分との間の区別を設けるべきではないと考えていることを含意するものではないとされている（BC3.3項）。

（継続企業の前提）

提案の内容

6. 概念 ED は、「報告企業が継続企業であり予見可能な将来にわたり営業を継続する」ことを前提としており、「企業には清算又は営業停止を行う意図がなく、その必要もない」と仮定している。清算又は営業停止を行う意図又は必要性が存在する場合には、「財務諸表を異なる基礎で作成しなければならない可能性があり、その場合には、使用された基礎が財務諸表において開示される」とされている（3.10 項）。

提案の背景

7. 前項の提案は、現行の概念フレームワークから引き継いだものである。ただし、「事業の規模を大幅に縮小する」という文言を「営業停止」に置き換えている。この変更は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 10 号「後発事象」で使用している用語と合わせるためである（BC3.4 項）。

概念DPに対するASBJコメントとその対応

8. ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「概念 DP」という。）では、概念 ED の第 3 章における財務諸表の役割に対応する記載はなかった。
9. なお、IASB から 2008 年 5 月に公表された討議資料「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解 報告企業」に対して、ASBJ は別紙 1 のコメントを寄せている。

概念EDにおける質問項目

10. 財務諸表の役割に関する提案について、質問項目は設けられていない。

EFRAGの公開協議文書における分析

11. 財務諸表は、投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からでは

なく企業全体の視点から作成されるという点について、以下の理由から概念フレームワークにおいてさらなる説明を行うのが有益と考えている。

- (1) 子会社の非支配持分は連結財務諸表にそれほど興味がない一方、親会社の株主は連結財務諸表から便益を得ることができる。この点、EFRAGは、財務諸表を利用する可能性が高い特定の種類の利用者を考慮して基準を開発すべきと考えている。
- (2) 経営者の受託責任 (stewardship) の評価や負債と資本の区分など、いくつかの種類の情報については、所有主概念によるアプローチ (proprietary approach) の方が概念 ED で提案されている実体概念によるアプローチ (entity approach) よりも有用と考えている。

分析

12. 概念 ED の 3.9 項は、以下のいずれの観点について記載しているか必ずしも明確でないと考えられる。そのため、ここではそれぞれの観点に基づいて分析を行う。
 - (1) 企業実体の公準
 - (2) 連結財務諸表を作成する視点
13. 1 つの読み方としては、概念 ED の 3.9 項は企業実体の公準について定めているというものである。企業実体の公準は、企業者所有主の財産と一体として捉えられるものではなく、所有主から区分された独立した存在であることを意味している。現行の概念フレームワークの BC1.8 項は現行の概念フレームワークは企業実体の公準を採用していることを意味しており、概念 ED の結論の根拠では、3.9 項は現行の概念フレームワークの BC1.8 項と整合的とされている (BC3.3 項)。
14. もう 1 つの読み方は、概念 ED の 3.9 項は、上述の企業実体の公準は所与として捉えたうえで、連結財務諸表を作成する視点について記載しているというものである。この連結財務諸表を作成する視点については、連結主体論に関する議論に関連していると考えられる。
15. 連結主体論については、バクスターとスピニーによる整理が参考になると考えられる。バクスターとスピニーは、以下の 4 つの連結基礎概念を挙げ、それぞれに対応する連結ルールを整理している。
 - (1) 所有主概念：資本会計における所有主概念 (proprietary perspective, 企業の資産と負債は所有主に帰属する。) を連結会計に適用したものである。子会社の資産・負債のうち、間接的に親会社株主に属していると

考えられる部分のみが連結の対象とされる。

- (2) 親会社概念：親会社は子会社の正味資産に対して包括的な請求権を有しているのに過ぎないのでに対して、子会社の個別資産・負債の一部を切り抜いて親会社の株主持分に対応しているかのように考える所有主概念への批判から生じた考え方である。
- (3) 拡張親会社概念：親会社概念に、実体概念の特徴の一部を取り入れようという考え方である。
- (4) 実体概念：資本会計における実体理論（entity perspective, 資産及び負債は企業に帰属しており、会計の記録や測定は経営組織としての企業の観点から行われる。）を連結会計に適用したものである。

16. 前項に記載した 4 つの連結基礎概念に対応する連結ルールは以下のとおりになるとされている。

| | 所有主概念 | (拡張) 親会社概念 | 実体概念 |
|-------------|-----------------|------------------|-----------------------------------|
| 被投資企業の資産・負債 | 投資企業の持分比率を連結 | 全部を連結※ | 全部を連結 |
| のれん | 投資企業の持分比率相当額を計上 | 投資企業の持分比率相当額を計上 | 投資企業の持分比率相当額のみならず、少数株主の持分比率相当額も計上 |
| 少数株主損益 | 表示しない | 損益計算書上の控除項目として表示 | 留保利益計算書上の控除項目 |
| 少数株主持分 | 表示しない | 負債として表示 | 資本として表示 |

※親会社概念では、いわゆる部分時価評価法的な処理が採用され、拡張親会社概念ではいわゆる全面時価評価法的な処理が採用される。それ以外の点は両者に差異はない。

17. 仮に概念 ED の 3.9 項が連結財務諸表を作成する視点について記載していると解した場合、「投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、企業全体の視点から財務諸表を作成する」としているため、所有者概念及び（拡張）親会社概念とは整合せず、上記の実体概念を提案していると考えられる。
18. 従来、我が国においては親会社概念が強く支持してきた。これは、資金提供者のうち最終的なリスクを負担する株主は最も多くの情報を必要としており、親会社の株主が必要とする情報を提供することにより、それ以外の利用者の要求は基本的に満たされると考えられるためである。この観点

を重視した場合には、実体概念を提案している概念 ED の 3.9 項に反対し、親会社概念を主張することが考えられる。

19. ただし、実体概念を採用したとしても、親会社株主に対する情報を追加して提供することが否定される訳ではないと考えられる。実体概念は、すべての資金提供者に有用な情報を提供することを財務報告の目的としているため、親会社概念よりも幅広く焦点を当てているが、そのことは実体概念において親会社株主の情報ニーズを無視していることを意味していないと考えられる。
20. このことは、現行の概念フレームワーク OB8 及び概念ED 1.8 項においても「IASBは、財務報告基準を開発するにあたって、主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供することを目指す²。しかし、共通の情報ニーズに重点を置くことは、報告企業が主要な利用者の中の特定の集団に最も有用となる追加的な情報を含めることを必ずしも妨げない。」とされていることと整合している。実際、個別基準においてIAS第33号「1株当たり利益」のように親会社株主を重視した情報提供をしている場合がある。

コメントの方向性

21. 本資料の第13項のとおり、概念EDの3.9項が企業実体の公準について記載していると解した場合、企業が所有者から区分されて実体があるという点には異論がないため、内容的には支持できると考えられる。その場合、概念EDの3.9項が企業実体の公準について記載していることが明確になるような修文を提案することが考えられる³。
22. 一方、本資料の第14項のとおり、概念EDの3.9項が連結財務諸表を作成する視点について記載していると解した場合、コメントの方向性としては以下の2つが考えられる。

(案 1) 親会社概念を主張することとして、実体概念を提案している概念 ED に反対する。

² この理由について、現行の概念フレームワーク BC1.18 項では、「公開草案へのコメント提出者のうち、主要な利用者グループの構成を支持した人々の一部は、投資者、融資者及び他の債権者は情報ニーズが異なることから、当審議会は主要な利用者のヒエラルキーを設けるべきだと提案した。しかし、当審議会は、個々の利用者の情報ニーズや要望は、報告企業に対して同じ種類の利害を有する他の利用者と異なっていたり、場合によっては相反したりするかもしれないことに着目した。一般目的財務報告書は、利用者に共通の情報を提供することを意図したものであり、情報に対するすべての要請に対応できるものではない。当審議会は、利用者の最大多数のニーズを費用対効果の高い方法で満たすことを意図した情報セットを追求する。」と説明されている。

³ 具体的には、3.9項の「投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく」という文言は、企業実体の公準の文脈と関連しないと考えられるため、この文言を削除したうえで、企業実体の公準を意味していることが理解できるように文言を見直すことが考えられる。

(案2) 実体概念には反対しないが、その場合においても親会社株主のニーズを反映する情報を追加的に提供すべき状況が存在する旨を追記する。

23. (案1)は、本資料の第18項に記載した理由に基づいて親会社概念を支持するものである。この場合、「財務諸表の作成に当たっては、原則として、最終的なリスクを負担し、最も多くの情報を必要とする株主に焦点を合わせるべきであり、これによって、それ以外の利用者の要求も満たされる可能性が高い。」という旨を記載すべきとコメントすることが考えられる。
24. 一方、(案2)は、本資料の第19項及び第20項に記載した分析に基づき、概念EDにおける企業全体の視点から財務諸表が作成される旨の記載を残したまま、「親会社株主が最終的なリスクを負担していることから、親会社株主のニーズを反映するように情報を追加的に提供すべき状況が存在する」という旨を追記すべきとコメントすることが考えられる。
25. 2015年9月11日に開催された第319回企業会計基準委員会では、別紙2のとおり(案1)及び(案2)のいずれも支持する意見が聞かれたが、本来は(案1)を主張すべきとしつつも、IASBの提案のとおり実体概念を採用するのであれば(案2)の内容を提案するという意見が比較的多く聞かれた。

コメント案

26. 前項に記載した第319回企業会計基準委員会において聞かれた意見を踏まえ、以下では、本来は(案1)を主張すべきとしつつも、IASBの提案のとおり実体概念を採用するのであれば(案2)の内容を提案するという場合のコメント案を示す。

3.9項に関する修正提案

1. 本EDの3.9項は「財務諸表は、投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、企業全体の視点から作成される」としているが、我々はこの記述について以下の2つの観点から修正すべきと考えている。
 - (1) 企業が所有主から分離した実体を有するものとして取り扱われることの明確化
 - (2) 連結財務諸表を作成する視点に関する記述の改善
2. まず第1項(1)について、本EDのBC3.3項では、本EDの3.9項は現行の概念フレームワークのBC1.8項におけるIASBの理由付けと整合的であるとされている。この点、BC1.8項は、企業は所有者から分離した法的実体を有しており、財務報告はこの分離を会計処理によって反映すべきで、それは企業(並びにその経済的資源及び請求権)の会計処理によってであり、主要な利

用者及び彼らの報告企業に対する持分の会計処理によってではないと結論を下したとしている。しかし、本 ED の 3.9 項の文言からは現行の概念フレームワークの BC1.8 項の趣旨を読み取ることが困難と考えられる。

そのため、財務諸表は企業が所有者から分離した実体を有するものとして作成される旨を明確に記述するように修文すべきと考える。

3. 次に第 1 項(2)について、我々は、本 ED の 3.9 項は、前項に記載した財務諸表は所有者から分離した実体を有するものとして作成されることを所与としたうえで、連結財務諸表を作成する視点について記載しているように理解している。この場合、我々は、財務報告をより有用にする観点から連結財務諸表を作成する視点について修文すべきであると考えられる。
4. 連結財務諸表を作成する視点について、我々は、最劣後の資本提供者からの視点で作成するのが適切と考えている。(最劣後の資金提供者は株式会社においては親会社株主であるため、以下では親会社株主と記載する。) これは、最終的なリスクを負担する親会社株主は他の利用者よりも多くの情報を必要としており、親会社株主が必要とする情報を提供することにより、それ以外の利用者の要求は基本的に満たされると考えているためである。
5. その一方、財務諸表を企業全体の視点から作成したとしても、親会社株主の情報ニーズに焦点を当てた情報を追加して提供することが否定される訳ではないと考えられる。

このことは、現行の概念フレームワーク OB8 及び本 ED 1.8 項においても「IASB は、財務報告基準を開発するにあたって、主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供することを目指す。しかし、共通の情報ニーズに重点を置くことは、報告企業が主要な利用者の中の特定の集団に最も有用となる追加的な情報を含めることを必ずしも妨げない。」とされていることと整合している。実際、いくつかの個別基準において IAS 第 33 号「1 株当たり利益」のように親会社株主の情報ニーズに焦点を当てた情報提供を求める定めを設けている場合がある。

6. 上述の検討に基づいた場合、本来、財務諸表は親会社株主からの視点で作成するのが適切と考える。ただし、IFRS の個別基準には企業全体の視点から作成するという考え方に基づいていると思われるものがあり、それらの個別基準について一定の支持が聞かれている状況を踏まえ、IASB の提案のように企業全体の視点から財務諸表するのであれば、親会社株主のニーズに焦点を当てた情報を追加的に提供することの有用性について記載することによって、概念フレームワークを改善することができると考える。
7. 前項の第 2 文のように考えた場合における具体的な 3.9 項の修正案は以下の

とおりである。

3.9 財務諸表は、企業が所有者から分離した実体を有するものとして作成される。また、財務諸表は企業全体の視点から作成されるが、それは最劣後の資本提供者のニーズに焦点を当てて追加的に情報を提供することを妨げるものでない。むしろ、そのような情報を提供することが有用な状況が存在する。

ディスカッション・ポイント

財務諸表の役割に関するコメント案について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

III. 概念 ED の概要 – 報告企業

概念EDの概要

(経緯)

27. IASB は、2010 年に FASB と共同で報告企業公開草案を公表した。報告企業公開草案に対するコメントを受け取っていたため、概念 DP では、報告企業についてのそれ以上の議論は記載していなかった。

(報告企業の定義)

提案の内容

28. 概念 ED は、「報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求される企業である。」と定義されている（3.11 項）。また、報告企業は、必ずしも法的な企業ではなく、企業の一部分であったり、複数の企業であったりすることもあり得るとされている（3.12 項）。

提案の背景

29. 報告企業公開草案では、報告企業及びその特性を以下のとおり記述していた。

RE2 報告企業とは、経済活動の画定された領域であって、その財務情報が、企業への資源の提供に関する意思決定及び当該企業の経営者と統治機関が提供された資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうかの評価に必要な情報を直接入手できない、現在の及び潜在的な持分投資者、貸手及びその他の債権者にとって有用となる可能性のあるものをいう。

RE3 報告企業は 3 つの特性を有する。

- (a) 企業の経済活動が行われているか、行われたか又は行われる予定であ

る。

(b) それらの経済活動が、他の企業の経済活動や、当該企業の存在している経済環境と客観的に区別できる。

(c) 当該企業の経済活動に関する財務情報が、当該企業への資源の提供に関する意思決定及び当該企業の経営者と統治機関が提供された資源を効率的かつ効果的に利用しているかどうかの評価に、有用となる可能性がある。

これらの特性は、報告企業を識別するための必要条件であるが、必ずしも十分条件ではない。

30. この点、報告企業公開草案に対して、IASB には誰が一般目的財務諸表を作成しなければならないか又は作成すべきかを決定する権限はないというコメントが多く寄せられたため、概念 ED では本資料の第 28 項のとおり定義することが提案されている (BC3.9 項)。

(報告企業の境界)

提案の内容

31. 概念 ED では、「財務諸表は、報告企業の境界内にある 1 組の経済的活動から生み出された資産、負債、持分、収益及び費用に関する情報を提供する」(3.13 項) とした上で、(1)直接支配のみ、(2)直接支配と間接支配の両方のいずれかを用いて報告企業の境界を決定することが可能であるとされている (3.14 項)。

32. ここで、直接支配のみを境界の基礎としている報告企業の財務諸表を非連結財務諸表と呼ぶ一方、直接支配と間接支配の両方を境界の基礎としている報告企業の財務諸表を連結財務諸表と呼んでいる (3.15 項)。

直接支配のみ

33. 概念 ED では、非連結財務諸表において、親会社は、(1)親会社が直接的に支配している経済的資源と(2)親会社に対する直接の請求権についてのみ報告するとされている。この場合、被支配企業（子会社）に対する投資は資産として報告される。(3.19 項)

34. この点に関して、概念 ED では、以下の理由から、親会社が直接的に保有する経済的資源を子会社が保有しているものと区別することにより、財務諸表利用者に有用な情報が提供される可能性があるとされている (3.20 項)。

(1) 親会社の投資者、融資者及び他の債権者に対するリターンは、親会社への将来の正味キャッシュ・インフローに依存する。親会社の融資者及び他の債権者は、子会社に対する請求権を有していないことが多い。

- (2) 一部の法域では、親会社が発行する株式の保有者への配当が親会社の分配可能利益に依存している。

直接支配と間接支配の両方

35. 概念 ED では、連結財務諸表において、(1) 親会社が直接的に支配している経済的資源及び子会社の支配を通じて間接的に支配している経済的資源と(2) 親会社に対する直接的な請求権及び子会社に対する請求権を通じての親会社に対する間接的な請求権について報告するとされている (3. 21 項)。
36. 親会社の投資者、融資者及び他の債権者に対するリターンは、部分的に、子会社から親会社への将来の正味キャッシュ・インフローに依存し、当該キャッシュ・フローは、子会社への将来の正味キャッシュ・インフローに依存するとして、親会社への将来の正味キャッシュ・フローの見通しを評価するために、投資者、融資者及び他の債権者は、以下に関する情報を必要とするとされている (3. 22 項)。
- (1) 単一の単位としての親会社及び子会社の両方の経済的資源、請求権並びに経済的資源及び請求権の変動
- (2) 親会社の経営者が親会社と子会社の両方の資源を使用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのか
37. 前項の理由により、概念 ED では、一般に連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性が高いとされている (3. 23 項)。
38. また、親会社の連結財務諸表は、子会社の財務諸表の利用者に情報を提供することを意図しておらず、子会社の投資者、融資者及び他の債権者は、子会社の財務諸表から、子会社の資源及び子会社に対する請求権に関する情報を求めるとされている (3. 24 項)。
39. さらに、企業が連結財務諸表の作成を要求される場合に、企業は非連結財務諸表の作成も選択するか又は要求されることがある。この場合、親会社が直接及び間接の両方で支配しているすべての経済的資源、並びに親会社と子会社の両方に対する請求権に関して利用者が必要とする情報を受け取れるようにするため、非連結財務諸表において、どのようにして利用者が連結財務諸表入手できるのかを開示する必要があるとされている (3. 25 項)。

提案の背景

40. 報告企業公開草案では、報告企業の境界は支配によって決定すべきである

と提案していた。この場合、企業が 1 つ又は複数の企業を支配している場合には、連結財務諸表の作成が求められる。この提案に対して、コメント提出者の大半は、1 つ又は複数の企業を支配している企業は連結財務諸表を作成すべきであることに同意した (BC3. 10)。そのため、概念 ED においても支配に基づいて報告企業の境界を定めることが提案されている。

(結合財務諸表)

提案の内容

1. 財務諸表が、互いに親会社・子会社の関係がない複数の企業について作成されることがある、概念 ED は、こうした財務諸表は結合財務諸表と呼ばれるとされている (3. 17 項)。

提案の背景

2. 報告企業公開草案では、結合財務諸表が共通支配下の企業に関する有用な情報を提供するかもしれないと述べていた。コメントした人々の多くは、この論点の議論を歓迎したが、結合財務諸表の作成を共通支配下の企業に限定することには反対した (BC3. 16)。

IASB は、結合財務諸表が一部の状況では利用者に有用な情報を提供する可能性があることを認めているため、概念 ED は結合財務諸表の概念を認めている。しかし、企業がそれをいつ又はどのように作成できるのかについては、概念フレームワークにおいてではなく、この主題に関する基準レベルのプロジェクトを行う場合に開発するのが最善であろうと結論を下したため、その議論は含まれていない (BC3. 17 項)。

概念DPに対するASBJコメントとその対応

43. 概念 DP では、概念 ED の第 3 章における報告企業に対応する記載はなかった。

概念EDにおける質問項目

44. 報告企業に関する提案について、以下の質問項目が設けられている。

質問 2——報告企業の境界の記述

以下に同意するか。

- (a) 3. 11 項から 3. 12 項における報告企業の記述の提案
- (b) 3. 13 項から 3. 25 項における報告企業の境界の議論

賛成又は反対の理由は何か。

EFRAGの公開協議文書における分析

45. EFRAG は、報告企業が必ずしも法的な企業ではなく、企業の一部分であったり、複数の企業であったりすることについて同意している。また、企業が個別財務諸表 (individual financial statements) 及び連結財務諸表の両方を作成できることについても同意している。
46. 一方、EFRAG は、考え得る状況を認識することなく連結財務諸表が非連結財務諸表よりも有用な情報を提供すると概念フレームワークに記載することに同意していない。これは、異なる利用者は異なるニーズを持っているためであり、例えば、融資者は連結財務諸表よりも個別財務諸表 (separate financial statements) により興味を有するかもしれないからである。また、投資者は、将来の配当に関する期待に合致するかどうかに関する情報を個別財務諸表において見出す可能性がより高いとされている。

コメントの方向性

(報告企業の定義)

47. 概念 ED は、「報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求される企業である。」と定義することを提案している。これは、結論の根拠において、IASB には誰が一般目的財務諸表を作成しなければならないか又は作成すべきかを決定する権限はないとうコメントを受けたためとされており、法域によっては報告企業公開草案の定義を満たさない企業について財務諸表の作成を要求している場合もあることから、同意できると考えられる。
48. なお、この報告企業の定義は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）における連結財務諸表の作成に関する要求事項と不整合を生じることになる可能性があるため、概念フレームワークと個別基準の主要な不整合として識別することが必要と考えられる。
49. この点、IFRS 第 10 号は、第 4 項において「親会社である企業は、連結財務諸表を表示しなければならない。」とする一方、一定の場合⁴には連結財務諸

⁴ IFRS 第 10 号では、以下の場合を除き、親会社である企業は連結財務諸表を表示しなければならないとされている。

- (a) 親会社は、次の条件のすべてを満たす場合は、連結財務諸表を作成する必要がない。
 - (i) 親会社が他の企業の100%子会社であるか、又は他の企業の100%未満の子会社であり、他の所有者（それ以外では議決権が与えられない者も含む）が、親会社が連結財務諸表を表示しないことを知らされていて、それに反対していないこと
 - (ii) 親会社の負債性又は資本性金融商品が、公開市場（国内又は外国の株式市場又は店頭市場、ローカル及び地域市場を含む）で取引されていないこと
 - (iii) 親会社が、財務諸表を証券委員会その他の規制機関に公開市場で何らかの種類の証券を発行する目的で提出しておらず、提出する過程にもないこと
 - (iv) 親会社の最上位の親会社又はいずれかの中間親会社が、IFRS に準拠した公表用の連結財務諸表を作成していること
- (b) IAS 第 19 号「従業員給付」が適用される退職後給付制度又はその他の長期従業員給付制度
- (c) 投資企業は、本基準の第 31 項に従って、子会社のすべてを純損益を通じて公正価値で測定す

表の作成を免除することを定めている。

50. 概念 ED の提案のとおり、報告企業の定義が「報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求される企業である。」であり、その根拠が「IASB には誰が一般目的財務諸表を作成しなければならないか又は作成すべきかを決定する権限はない。」ということであるとすると、個別基準である IFRS 第 10 号において連結財務諸表の作成を要求する権限は IASB ないと考えられるため、連結財務諸表の作成に関する要求事項を個別基準において設けるべきでないと考えられる。この場合、連結財務諸表を作成するかどうかは各法域における規制当局の判断に委ねることが適切と考えられる。
51. 別の言い方をすると、IFRS 第 10 号における連結財務諸表の作成に関する要求事項が存在する場合、法域において非連結財務諸表のみの作成を「選択」又は「要求」することができなくなり、報告企業の定義に従った制度設計を阻害することになる可能性がある。

(連結財務諸表の有用性)

52. 概念 ED の 3.23 項では、一般に連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性が高いとされている。
53. 一般目的財務報告の利用者として投資者（潜在的な投資者を含む。）のみを想定した場合、親会社の投資者、融資者及び他の債権者に対するリターンは、部分的に、子会社から親会社への将来の正味キャッシュ・インフローに依存し、当該キャッシュ・フローは、子会社への将来の正味キャッシュ・インフローに依存しているため、非連結財務諸表だけでは親会社への将来の正味キャッシュ・フローの見通しを評価するのに不十分と考えられ、連結財務諸表は非連結財務諸表よりも有用な情報を提供すると考えられる。
54. 一方、一般目的財務報告の利用者として、融資者（非上場企業に対する融資者を含む。）も含めて考えた場合、親会社の連結財務諸表が非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するかどうかについては以下の 2 つの見解があり得る。

（見解 1）親会社の融資者及び他の債権者にとって、連結財務諸表は非連結財務諸表より有用な情報を提供することは必ずしも言えない。このため、概念 ED における「一般に連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性が高い」という記述に同意しない。

ることを要求されている場合には、連結財務諸表を作成する必要はない。

(見解 2) 親会社の融資者及び他の債権者にとっても、連結財務諸表は一般的に非連結財務諸表より有用な情報を提供する。このため、概念 ED における「一般に連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性が高い」という記述に同意する。

55. (見解 1) は、特に非上場企業においては、融資者は、親会社の融資者及び他の債権者は子会社に対する請求権を有しておらず、子会社から親会社へのキャッシュ・フローが主に配当によっているような状況では子会社が保有しているキャッシュを原資として融資者に返済することを必ずしも期待できないため、連結財務諸表が有用であるとは言えない場合があると考えるものである。

この（見解 1）を採用する場合、連結財務諸表は非連結財務諸表より有用な情報を提供するとは必ずしも言えないと考えられるため、概念 ED の提案に同意しないことが考えられる。

56. 一方、(見解 2) は、次のような考え方によるものである。

- (1) 財務諸表が、融資者の債権者保護のために利用されることを想定したとしても、親会社は子会社を支配しており、子会社の財務業績や財政状態が親会社の融資者及び他の債権者に対するキャッシュ・フロー（債務の返済に必要なキャッシュ・フロー）に影響を与えるものであることを踏まえると、当該親会社の連結財務表による方が非連結財務諸表よりも有用と考えられること
- (2) 親会社が単体として担保に供している資産や保証している負債がある場合、こうした情報は融資者にとって有用と考えられるが、こうした情報は連結財務諸表の注記情報として追加的に開示することが可能であること
- (3) 「一般に連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性が高い」という記述は、契約当事者間での財務制限条項や配当可能利益の算定という特有の目的において非連結財務諸表の方が有用であり得ることを否定するものでないほか、IFRS に準拠して非連結財務諸表を作成することを禁止するものでないこと

57. 2015 年 9 月 11 に開催された第 319 回企業会計基準委員会では、別紙 2 のとおり、(見解 1) を支持する意見と (見解 2) を支持する意見に分かれた。また、概念フレームワークにおいて、このような記述を行うことに反対する意見が聞かれた。

58. この点、本資料の第 48 項から第 51 項までの検討を踏まえると、連結財務諸表の作成を要求するかどうかは各法域の規制当局が判断することが適切と考えられるため、概念フレームワークにおいて連結財務諸表と非連結財務諸表の優劣を記載する必要はないと考えられる。このように考えた場合、3.23 項の記述を削除することが適切と考えられる。
59. さらに、概念 ED の 3.25 項では、企業が連結財務諸表の作成を要求される場合に企業は非連結財務諸表の作成も選択するか又は要求されることがあり、その場合、非連結財務諸表において、どのようにして利用者が連結財務諸表入手できるのかを開示する必要があると提案されているが、前項のとおり、概念フレームワークにおいて連結財務諸表と非連結財務諸表の関係について記載しない場合、概念フレームワークにおいて連結財務諸表の入手方法の開示についても同様に定めを設けるものではないと考えられるため、3.25 項の記述を削除することが適切と考えられる。

(子会社の財務諸表の利用者への情報提供)

60. 概念 ED の 3.24 項では、親会社の連結財務諸表は、子会社の財務諸表の利用者に情報を提供することを意図しておらず、子会社の投資者、融資者及び他の債権者は、子会社の財務諸表から、子会社の資源及び子会社に対する請求権に関する情報を求めるとしている。
61. この内容自体に反対するものではないが、概念フレームワークの主な利用者として子会社の投資者、融資者及び他の債権者が含まれており、現行の概念フレームワークの BC1.18 項のとおり、主な利用者についてヒエラルキーを設けずに利用者の最大多数のニーズを費用対効果の高い方法で満たすことを意図した情報セットを追求することと整合的でないと考えられる。
62. 前項のように考えた場合、概念 ED の 3.24 項の「親会社の連結財務諸表は、子会社の財務諸表の利用者に情報を提供することを意図しておらず」という表現について、見直しの提案を検討することが考えられる。

コメント案

63. 上述の検討を踏まえたコメント案は、以下のとおりである。

報告企業の定義

8. 本 ED は報告企業の定義を「報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求される企業である。」とすることを提案しているが、我々はこの提案を支持する。これは、IASB には誰が一般目的財務諸表を作成しなければならないか又は作成すべきかを決定する権限はないとする結論の根拠

に同意しているためである。

9. なお、この報告企業の定義は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）における連結財務諸表の作成に関する要求事項と不整合を生じることになる可能性があるため、概念フレームワークと個別基準の主要な不整合として識別することが必要と考える。
10. IFRS 第 10 号は、第 4 項において「親会社である企業は、連結財務諸表を表示しなければならない。」とする一方、一定の場合には連結財務諸表の作成を免除することを定めている。
11. 本 ED の提案のとおり報告企業の定義が「報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求される企業である。」であり、その根拠が「IASB には誰が一般目的財務諸表を作成しなければならないか又は作成すべきかを決定する権限はない。」ということであるとすると、個別基準である IFRS 第 10 号において連結財務諸表の作成を要求する権限は IASB ないと考えられるため、連結財務諸表の作成に関する要求事項を個別基準において設けるべきでないと考えられる。この場合、連結財務諸表を作成するかどうかは各法域における規制当局の判断に委ねることが適切と考えられる。
12. 別の言い方をすると、IFRS 第 10 号における連結財務諸表の作成に関する要求事項が存在する場合、法域において非連結財務諸表のみの作成を「選択」又は「要求」することができなくなり、報告企業の定義に従った制度設計を阻害することになる可能性がある。

連結財務諸表と非連結財務諸表との関係

13. 第 8 項から第 12 項のように考えた場合、我々は、本 ED の 3.23 項における「一般に、連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性が高い。」という記述について削除すべきと考えている。

これは、上述のとおり、連結財務諸表及び/又は非連結財務諸表の作成を要求するかどうかは各法域の規制当局の判断によるものとした場合、概念フレームワークにおいて連結財務諸表と非連結財務諸表の関係について記載するものではないと考えているためである。また、様々な利用者を考えた場合、連結財務諸表と非連結財務諸表の優劣について一概に決めるることはできないと考えられることも理由の 1 つとして挙げられる。

14. また、本 ED の 3.25 項では、企業が連結財務諸表の作成を要求される場合に企業は非連結財務諸表の作成も選択するか又は要求されることがあり、その場合、非連結財務諸表において、どのようにして利用者が連結財務諸表を入

手できるのかを開示する必要があると提案されているが、この記述についても削除すべきと考えている。

これは、第 13 項のとおり概念フレームワークにおいて連結財務諸表と非連結財務諸表の関係について記載しない場合、概念フレームワークにおいて連結財務諸表の入手方法の開示についても同様に、定めを設けるものではないと考えられるためである。この場合、連結財務諸表の入手方法に関する開示の要否は、各法域の制度において定めればよいと考えられる

3. 24 項に関する修正提案

15. 本 ED の 3. 24 項では、親会社の連結財務諸表は、子会社の財務諸表の利用者に情報を提供することを意図しておらず、子会社の投資者、融資者及び他の債権者は、子会社の財務諸表から、子会社の資源及び子会社に対する請求権に関する情報を求めるとしている。

この内容自体に反対するものではないが、「親会社の連結財務諸表は、子会社の財務諸表の利用者に情報を提供することを意図しておらず」という表現は、概念フレームワークの主な利用者として子会社の投資者、融資者及び他の債権者が含まれており、現行の概念フレームワークの BC1. 18 項では、「主な利用者についてヒエラルキーを設けずに利用者の最大多数のニーズを費用対効果の高い方法で満たすことを意図した情報セットを追求する」とされていることと整合的でないと考えられる。

16. このため、具体的には、以下のとおり修文することを提案する。(下線は追加、取り消し線は削除)

親会社の連結財務諸表のみでは、通常、子会社の財務諸表の利用者に十分な情報を提供することはできないを意図していない。子会社の投資者、融資者及び他の債権者は、子会社の財務諸表から、子会社の資源及び子会社に対する請求権に関する情報を求める。

ディスカッション・ポイント

報告企業に関するコメント案について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以上

別紙1 討議資料「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解 報告企業」に対するASBJのコメント

(Q8)

「連結財務諸表は、親会社株主の観点からではなく、グループ報告企業の観点から表示すべきだという点に同意するか、同意しない場合、その理由は何か」

我々は、連結財務諸表はグループ報告企業の観点から表示すべきだという点に同意しない。

(理由)

公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案」⁵（以下、「ED」という。）の第1章「財務報告の目的」では、企業主体観を採用し、企業の観点から財務諸表を作成すべきであると述べている。討議資料「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解 報告企業」では、この企業主体観の考え方をグループ報告企業にあてはめ、グループ報告企業の観点から連結財務諸表を作成すべきことが提案されている。しかし、企業主体観を採用することに問題があることについては、EDの「財務報告の目的」に関するコメントとして述べたとおりである⁶。

さらに、グループ報告企業の資本提供者には、親会社株主の他に、子会社の債権者や株主が含まれている。確かに、財務報告の目的には、彼らに対しても、資本提供者としての資格において意思決定する上で有用な財務情報を提供することが含まれている。しかし、彼らの資本提供者としての意思決定にとって主として必要となるのは、当該子会社の将来の正味キャッシュ・フロー創出能力を判断するのに必要な情報、つまり、当該子会社に関する財務情報であると考えられ、グループ報告企業の将来の正味キャッシュ・フロー創出能力は、彼等の意思決定を行う上での関連性は薄い。

連結財務諸表をグループ報告企業の観点から表示することは、子会社の債権者、株主が、親会社の債権者、株主と同様にグループ報告企業の財務諸表の利用者と想定されていることを意味する。しかし、グループ報告企業の財務情報を最も必要としている親会社株主に焦点を合わせず、グループ報告企業の財務情報をあまり必要としない関係者まで想定する利用者に含めた結果、グループ報告企業の財務情報を最も必要とする利用者に提供される情報の量を減少させることになってしまう。焦点を合わせる対象を広げて、すべてのクラスの利用者とするよりも、むしろ、その中の最終的なリスクを負担する親会社株

⁵ IASBは、2008年5月に討議資料「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解 報告企業」と同時に、公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案」を公表している。

⁶ 次頁において関連する部分を抜粋している。

主に焦点を合わせる方が、結果的にそれ以外の財務諸表利用者も含めて、より容易に財務報告の目的を達成することにつながると考える。

(参考) 公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案」に対するASBJのコメントのうち、企業主体観に関するコメント

(2)企業主体観を採用することとした論拠についての論理的な誤り

5. 焦点を合わせる利用者を拡張することと、会計主体観を結びつけて論じることは誤りである。

会計主体観(accounting point of view)は誰の立場から会計を見るか、すなわち誰の観点から財務諸表を作成するかという問題であり、利用者の立場を問題にしているのではない。所有主觀は、所有主の観点から財務諸表を作成するものであり、企業主体觀は、企業の観点から財務諸表を作成するものである。したがって、焦点を合わせる利用者を投資者（リスク資本の提供者）（IASB FW para. 10）からすべての資本提供者に拡張することと、財務諸表を誰の観点から作成するか（会計主体觀）とは全く論理的な関係がなく、これを結びつけて論じること（OB5）は、そもそも誤りである。

6. 企業実体の公準から、特定の会計主体観を導くのは誤りである。

学界で広く認められている会計公準の1つに、企業を所有主（株主）から独立した存在として捉える企業実体の公準がある。この公準も、会計主体觀とは全く関わりはない。つまり、所有主觀であれ、企業主体觀であれ、企業実体の公準については当然の前提とされているのである。この点についても、EDは企業実体の公準と会計主体觀とを混同する誤りを犯している（BC1. 12-1. 15）。

(3)企業主体観を持ち出す意義と弊害

7. 貸借対照表の貸方を最終的に負債と資本に区分するのであれば、企業主体観を持ち出す意味はない。

EDでは、一般目的財務報告の目的は、現在ならびに潜在的な持分投資者、貸付者およびその他の債権者が、資本提供者として彼らの資格において意思決定する際に有用な報告企業に関する財務情報を提供することにある（OB2）、とされている。そこでは、資本提供者として負債と資本の同質性が強調されており、両者を併せて資産に対する請求権として捉えられている（OB6）。

しかし、他方では、請求権を負債と資本に区分することが暗示されている（OB15、構成要素の定義のフェーズでの議論）。最終的に請求権を負債と資本に

区分するのであれば、企業主体觀を持ち出すことは混乱を招くだけであり、意味はない。

8. 構成要素の定義のあり方に大きな影響を及ぼす企業主体觀の採用を、構成要素のあるべき定義の検討と無関係に決めてしまうことには弊害がある。

会計主体觀は、所有主觀であれ、企業主体觀であれ、本来、その中に構成要素の定義を内包した概念であり、それぞれの概念から会計処理も論理的に導かれる事になる。ここでは、仮に、このように学界で広く共有されている本来の企業主体觀を採った場合に生ずる問題点を指摘しておきたい。

企業主体觀においては負債と資本がともに請求権であるという点で同質であって、これが、資産に対置されることになる。企業主体觀の下においては、負債と資本の違いはせいぜいリスク負担の程度の違いに過ぎず、負債と資本を区別しなければならない必然性はない事になる。財務諸表の目的のフェーズにおいて企業主体觀を探ることは、そのこと自体が財務諸表の構成要素の定義に影響することになる。この点を考慮することなく、焦点を当てる財務諸表の利用者を拡張したついでに企業主体觀を探るならば、財務報告の目的と構成要素の定義との間に概念上の不整合を招来する可能性がある。

9. 企業主体觀は、現行の資産負債アプローチと相容れず、その採用により現在行われている会計処理に様々な影響が出る可能性がある。そのような影響を考慮することなく、企業主体觀の採用を決定すべきではない。

資産と負債とがそれぞれ独立して認識される資産負債アプローチと異なり、企業主体觀の下では、請求権（OB15では、さらに負債と資本に区分することが想定されている。）は、資産に依存している。経済的資源である資産の方は独立に決定されるが、請求権は資産に対置されるのであって、請求権自体が資産と無関係に決まつてくるのではない。この点が資産負債アプローチと企業主体觀とで大きく異なる点である。

したがって、資産除去債務のように、将来の経済的便益の犠牲がまず認識され、それに対応する資産を計上するような項目については貸借対照表に計上する論拠を失うことになる。このように、企業主体觀においては請求権（やその一部である負債）が経済的資源たる資産と独立に決定され得ないので、現行の資産負債アプローチによる場合よりも、計上される負債の範囲が縮小する可能性がある。

さらに、企業主体觀を探るならば、利益は請求権の変動（資本提供者との直接的な取引による変動を除く）として定義されるはずであるが、資産総額に変動がなく、したがって請求権の総額に変動がない場合には、たとえ、現状で損益が認識されるような貸借対照表の貸方内で振替えが行われる取引が行われても、もは

**審議事項(2)-6
AF 2015-31**

や論理的には会計上、損益を認識することはできなくなる。

以 上

別紙2 第319回企業会計基準委員会において聞かれた意見

財務諸表の役割

1. 財務諸表を作成する視点に関して、主に次の意見が聞かれた。
 - (1) 案1を支持する。これまでの主張を首尾一貫すべきであり、最終的なリスクを負担する株主が最も多くの情報を必要としており、株主に焦点を合わせることにより、それ以外の利用者の要求も基本的に満たされるという論拠により案1を説明できるものと考える。
 - (2) 案2を支持する。案1を強く支持した場合、連結基礎概念に対応する現行の会計基準が流動化するリスクがあり、現状の会計基準を追認する案2が望ましいと考える。
 - (3) 案1の親会社概念が本来的には適切と考えるもの、実体概念に沿って考えた場合は、案2のとおり親会社株主のニーズを反映する情報を追加的に提供すべきと提案してはどうか。
 - (4) 前出の本来は案1が適切と考えるもの、実体概念に基づく場合には案2のとおり親会社株主のニーズを反映する情報を追加的に提供すべきとする考え方を支持する。親会社概念は従来から我が国において重視されてきたため、維持したいところであるものの、表現の工夫次第では両案を採り得るため、適切な表現がなされることを期待している。

報告企業

2. 連結財務諸表の有用性に関して、主に次の意見が聞かれた。
 - (1) 見解1と見解2は、記述する内容に同意するか否かの問い合わせになっているが、記述すること自体に同意しない。
 - (2) 見解1を支持する。概念ED 3.23項の「一般に連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性は高い」という記述は、記述することにより何ら帰結は想定されず、記述自体が無意味であり害があるとさえも言えるのではないか。
 - (3) 見解1を支持する。単体財務諸表が有用な場合もあり、見解2の連結財務諸表が単体財務諸表よりも有用な情報を提供する可能性が高いということは言い過ぎではないかと考える。
 - (4) 見解1を支持する。融資を行っている多くの保険会社は連結財務諸表だけでなく、単体財務諸表も重要なものと捉えている。また、米国では単

**審議事項(2)-6
AF 2015-31**

体財務諸表の開示が要求されていないが故に、金融危機の際に非常に困難な経験をしたため、単体財務諸表の簡素化は憂慮すべきものと捉えている。

(5) 見解2を支持する。親会社は子会社を支配している以上、子会社のキャッシュを親会社の意思で動かすことができるため、連結財務諸表がより有用であると考える。仮に見解1の論拠に記述しているように子会社のキャッシュの移動に制約がある場合には開示することで解決できると考える。この考え方を前提に、単体財務諸表の簡素化を主張してきた経緯もある。

仮に、非上場企業の融資者の立場であっても、連結財務諸表の有用性は変わらないと考える。

(6) 見解2を支持する。現状、単体財務諸表は社内管理用及び社外公表用でも全く使用しておらず、一般的に連結財務諸表が単体財務諸表よりも有用であるという主張に違和感はない。

仮に、非上場企業の融資者の立場であっても、連結財務諸表の有用性は変わらないと考える。

以 上